○国土交通省告示第百四十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月七日

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二一〇八号	井上　博司	兵庫県	平成三十年一月二十九日	那覇水先区

国土交通大臣　石井　啓一

○東北地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月七日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県宮城郡松島町松島字小梨屋八番八から同町高城字帰命院下一一五番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○中部地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月七日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年中部地方整備局告示第二百八号大垣都市計画道路事業三・三・十九号神田神戸線及び三・二・二号一般国道二十一号線

三　事業施行期間　自平成二十五年十二月二十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○最高裁判所告示第一号

最高裁判所判事小貫芳信の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、平成三十年一月三十一日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　山本　庸幸

平成三十年二月七日

最高裁判所長官　大谷　直人

国会事項

衆議院

質問書提出

二月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に関する質問主意書（青山雅幸提出）

日本円のデジタル通貨発行に関する質問主意書（中谷一馬提出）

「米国の「核態勢の見直し（ＮＰＲ）」の公表について」（外務大臣談話）に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用の適否等に関する再質問主意書（山井和則提出）

参議院

質問主意書提出

二月五日議員から次の質問主意書が提出された。

「ジェントリフィケーション」への対策と老朽化した集合住宅からの高齢者の立ち退き問題に関する質問主意書（山本太郎提出）（第九号）

東シナ海洋上におけるパナマ籍タンカーからの原油流出事故に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一〇号）

質問主意書転送

二月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

米軍北部訓練場の返還跡地の支障除去等に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第七号）

在沖縄米軍の航空機事故等に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第八号）

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務総合研究所教官）検事兼法務教官　國井　弘樹

外務省に出向させる

法務教官（法務総合研究所教官）の併任を解除する（二月一日）

外務省

（アジア大洋州局中国・モンゴル第一課地域調整官）外務事務官　中原　邦之

在青島日本国総領事館総領事に昇任させる（二十九年十二月二十五日）

（ガーナ国兼シエラレオネ国駐箚）特命全権大使　姫野　勉

兼ねてリベリア国駐箚を命ずる

（ジブチ国駐箚）同　新井　辰夫

外務事務官（大臣官房）に採用する（以上二十九年十二月二十六日）

（在ベトナム日本国大使館参事官（公使））外務事務官　柳　淳

在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官に配置換する

在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し在ウィーン国際機関日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える

（在ブラジル日本国大使館参事官）同　丸橋　次郎

在レシフェ日本国総領事館総領事に昇任させる（以上一月一日）

（在エジプト日本国大使館参事官）外務事務官　孫崎　馨

北米局北米第二課長に昇任させる（北米局北米第二課長）同　髙羽　陽

大臣官房に配置換する（以上一月九日）

（大臣官房審議官兼総合外交政策局、アジア大洋州局南部アジア部）外務事務官　飯島　俊郎

経済局に併任する

総合外交政策局の併任を解除する

アジア大洋州局南部アジア部の併任を解除する

（大臣官房参事官兼国際法局）同　松浦　博司

大臣官房審議官に昇任させる

（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官（公使））同　長岡　寛介

大臣官房参事官に転任させる

総合外交政策局に併任する

アジア大洋州局南部アジア部に併任する

（大臣官房審議官兼経済局）同　宇山　智哉

在サンフランシスコ日本国総領事館総領事に転任させる（以上一月十五日）

（スーダン国駐箚）特命全権大使　伊藤　秀樹

バーレーン国駐箚を命ずる

（ボスニア・ヘルツェゴビナ国駐箚）同　小川　和也

アルジェリア国駐箚を命ずる

外務審議官　秋葉　剛男

外務事務次官に任命する

（北米局長）外務事務官　森　健良

外務審議官に任命する

（在アメリカ合衆国日本国大使館参事官（公使））同　鈴木　量博

北米局長に昇任させる

（国際法局条約課長）同　中村　仁威

在アメリカ合衆国日本国大使館参事官に転任させる

外務事務次官　杉山　晋輔

国家公務員法第八十一条の三の規定による期限の到来により平成三十年一月十九日限り退職（以上一月十九日）

（北米局北米第一課長）外務事務官　和田　幸浩

総合外交政策局国連政策課長に配置換する